

入札情報

公表日 令和7年4月7日

R7-公募型期間入札
第1号

高松市病院局
市民病院塩江分院事務局
附属医療施設整備室

次により、公募型指名競争入札(期間入札)を行いますので、地方自治法及び同法施行令、地方公営企業法及び同法施行令、高松市病院事業会計規程及び同規程第72条において準用する高松市契約規則、高松市病院局契約事務取扱要綱第1項において準用する高松市契約事務処理要綱、高松市病院局公募型指名競争入札試行要領、高松市病院局期間入札試行要領、高松市病院局期間入札(試行)に関する留意事項(特定調達契約を除く)、入札参加者の心得、契約条項その他指示事項を遵守の上、参加希望者は必要書類を持参又は郵送により提出してください。

なお、提出された書類は、指名業者選定に当たっての参考資料であり、提出が直ちに指名につながるものではありません。

公募型指名競争入札の解説など

- ・入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する入札方法で、発注案件ごとに希望を募り、入札参加申請書を提出した者のうちから、その案件で設定された履行実績その他の入札参加条件を満たす者を指名し、入札を行う方法です(高松市病院局公募型指名競争入札試行要領に準じています。)
- ・参加希望者が案件で指名を受けるためには、その前段階として、下記により、入札参加申請書その他必要書類を4月21日までに塩江分院事務局附属医療施設整備室に提出する必要があります。御注意ください。

1 入札に付する業務	<u>業務名</u> <u>旧香川診療所不用品処理業務委託</u> <u>業務内容等</u> 旧香川診療所の建物及び敷地内にある不用品は多種多様であり、各館各階各室に大量に残置されている(別紙残置状況のとおり)。そのため、種類ごとに仕分け・集約を行いながら収集・運搬を行う必要がある。 また、仕分け・集約、及び収集・運搬業者と処分業者とは、廃棄物の流れ及び処分完了までの確認作業があるため、業者間の連携が必要となることから、入札書の提出に当たっては、<u>仕分け・集約、及び収集・運搬業者が処分業者を指名し、不用品処分業務委託入札書と自社の入札書をセットにし提出するものとする。</u> 処分業務については、これに必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律による許可を受けており、高松市病院局の令和5～7年物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)の営業種目名「076-004 処分(一般廃棄物)」及び「076-005 処分(産業廃棄物)」に登載されている業者から指名する。<u>※ 不用液体等及び特別管理産業廃棄物は今回の業務に含みません。</u>
2 仕様書	(1) 旧香川診療所不用品仕分け・集約、及び収集・運搬等業務委託仕様書 (2) 旧香川診療所不用品処分業務委託仕様書

3 業務の履行場所 (不用品排出場所)	旧香川診療所（高松市香川町浅野 1 2 6 0）
4 履行期間	契約締結日から令和 7 年 8 月 2 9 日までの間 なお、作業日程については、協議の上、決定することとし、作業開始前に周辺地元説明を行うこととする。
5 最低制限価格	設定しない
6 予定価格	非公表
7 入札保証金	免除
8 契約保証金	要（高松市契約規則第 2 4 条各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。）
9 支払条件	完了払い 業務完了検収合格後、適法な請求があつてから 3 0 日以内に支払いをする。
10 入札参加条件	入札参加可能者 本入札に参加できる者は、<u>仕分け・集約、及び収集・運搬業者が主体となった企業</u>で、単独企業又は本件業務受託のために結成された<u>共同企業体</u>(以下「<u>共同企業体</u>」という。)とする。なお、単独企業及び共同企業体を構成するいずれの法人も他の共同企業体の構成員にはなれない。 共同企業体は共同企業体内で名称及び代表者を決めるものとし、代表者は受注の際には業務全般の責任を持つものとする。なお、契約の際には高松市病院事業管理者は全ての構成員と契約するとともに、委託料については代表者に支払うものとする。詳細については、落札者決定後、双方協議の上、決定するものとする。 入札参加条件 市内企業 法人にあつては主たる事務所の所在地が高松市内である法人で、地方税法第 3 1 7 条の 2 第 8 項の規定に基づき、高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあつては住民票の住所が引き続き 1 年以上高松市内である者で、高松市内に事務所を有するものをいう。 準市内企業 法人にあつては主たる事務所の所在地が高松市外である法人で、従たる事務所の所在地が高松市内で、契約の締結等の権限を当該事務所に委任し、かつ、地方税法第 3 1 7 条の 2 第 8 項の規定に基づき、高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあつては市内企業に該当しない者であつて、高松市内に事務所を有するものをいう。

	単独企業 (1) 参加申請書提出日現在、名簿の営業種目名「076-001 収集運搬（一般廃棄物）」及び「076-002 収集運搬（産業廃棄物）」のいずれにも登載されており、かつ、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬業の許可証を両方を保持している者。 (2) 高松市病院局公募型指名競争入札試行要領第4条第1項に規定する要件を満たすこと。 (3) 高松市病院局指名停止等措置要綱(高松市病院局告示第6号)に基づく指名停止期間中でないこと。 (4) 指名を受けた者が入札までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。 共同企業体 (1) 参加申請書提出日現在、共同企業体を構成する全ての構成員が名簿の営業種目名「076-001 収集運搬（一般廃棄物）」又は「076-002 収集運搬（産業廃棄物）」に登載されていること。また、構成員によって、一般廃棄物、産業廃棄物の各収集運搬業の許可証の両方を保持できている共同企業体であること。 (2) 共同企業体を構成する全ての構成員が、高松市病院局公募型指名競争入札試行要領第4条第1項で規定する要件を満たすこと。 (3) 共同企業体を構成する全ての構成員が、高松市病院局指名停止等措置要綱(高松市病院局告示第6号)に基づく指名停止期間中でないこと。 (4) 指名を受けた共同企業体を構成する全ての構成員のうち、1者でも入札までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。 (5) 共同企業体の構成員は3者以内とすること。（処分業者はこれに含まない。） (6) 共同企業体の法人登録などをするほか、構成員全ての各種証明書を提出する必要はない。 また、共同企業体名義の金融機関の口座については、代表者の名義のものがあれば新規開設することまでは求めない。
11 入札参加申請	入札参加を希望する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けていることの確認のため、入札参加申請書に<u>収集運搬及び処分、それぞれの業務の許可証の写しを添付し、持参又は郵送により提出すること。</u> また、共同企業体については、「委任状（共同企業体用）」及び「共同企業体協定書（写）」も提出すること。 提出書類： 単独企業 公募型指名競争入札参加申請書（単独企業用） 許可証（写）（収集運搬、処分） 共同企業体 公募型指名競争入札参加申請書（共同企業体用） 委任状（共同企業体用） 許可証（写）（収集運搬、処分） 共同企業体協定書（写）

12 入札参加申請書の提出期間及び提出方法	<u>令和7年4月7日から同月21日（最終日は午後4時まで）</u> （注） 1 持参する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。 2 郵送の場合は、不着等の事故を防ぐため、<u>一般書留又は簡易書留</u>によるものとし、郵送に係る費用は本入札に参加しようとする者の負担とする。 3 提出時間は、持参の場合は、いずれの日も午前8時30分から午後5時まで（最終日を除く。）とし、郵送の場合は、提出期間の最終日の午後4時までに必着させること。
13 指名(非指名)通知	指名した者には指名通知書を、指名しなかった者には指名しなかった理由を付した非指名通知書を、令和7年4月24日までにFAXで送信する。
14 現場説明	令和7年4月8日から同月18日までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時において、双方協議の上、日時を決定する。 なお、施設内は通電しておらず冷暗場所があることから、懐中電灯等の持参が必要である。
15 質問及び回答	（1）本業務の内容に質問がある場合は、令和7年4月23日午後4時までに指定様式の質問書をFAX又はメールで提出することとし、送付後、確認のための電話連絡をすること。 （2）質問書受付後速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり公表する。なお、質問及び回答書が公表された場合は、仕様書同様、これを熟知の上入札しなければならない。 ア 公表期間 令和7年4月25日から5月1日 イ 公表方法 本ホームページ上で公表 （期間初日の午後1時までに公表を開始）
16 入札書の提出期間及び提出方法	<u>令和7年4月28日から5月2日（最終日は午後4時まで）</u> なお、提出方法は、「12 入札参加申請書の提出期間及び提出方法」の（注）に記載のとおりとする。
17 開札	日 時： 令和7年5月2日 午後4時30分 場 所： 高松市病院局 市民病院塩江分院 会議室
18 再度入札	提出期間： 令和7年5月7日から同月9日（最終日は午後4時まで） 日 時： 令和7年5月9日 午後4時30分 場 所： 高松市病院局 市民病院塩江分院 会議室 なお、提出方法は、「12 入札参加申請書の提出期間及び提出方法」に記載のとおりとする。

19 試行要領等	高松市病院局公募型指名競争入札試行要領 高松市病院局期間入札試行要領 高松市病院局期間入札（試行）に関する留意事項（特定調達契約を除く）
20 入札参加者の心得	別添のとおり
21 委任状・入札書等	別添のとおり
22 契約条項	契約書
23 問合せ先及び提出先	〒 7 6 1 - 1 6 1 2 高松市塩江町安原上東 9 9 - 1 高松市病院局 市民病院塩江分院事務局 附属医療施設整備室 T E L : 0 8 7 - 8 9 3 - 0 0 3 1 F A X : 0 8 7 - 8 9 3 - 0 1 0 4 メールアドレス : shionoe@city.takamatsu.lg.jp

【注意事項】

- (1) 落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合には、高松市病院局は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- (2) 入札の無効等については、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 1 1 第 1 項において準用する同令第 1 6 7 条の 4、高松市契約規則第 1 7 条第 1 項において準用する同規則第 5 条及び第 1 2 条の 4、高松市病院局期間入札試行要領及び高松市病院局期間入札（試行）に関する留意事項（特定調達契約を除く）並びに入札参加者の心得による。
- (3) 「期間入札」とは、指定期間内に持参又は郵送により入札書を提出して行う入札をいう。高松市病院局期間入札試行要領及び高松市病院局期間入札（試行）に関する留意事項（特定調達契約を除く）等を熟読の上、参加すること。特に、同留意事項は、「別記（入札書を提出する際のチェックポイント）」を始め、重要事項を記載している。
- (4) 落札決定に当たっては、それぞれの
入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額が、高松市病院局予定価格の範囲内で最も安価な業者に決定する。
- (5) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）等に抵触する行為をしないこと。
- (6) 契約保証金は、次に定めるところによる。
 - ア 落札者は、契約の締結時に、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わるべき担保（高松市契約規則第 2 3 条において準用する同規則第 8 条第 2 項）を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
 - イ 契約保証金には利子を付さないものとする。
 - ウ 落札者が契約上の義務を履行しないときは、落札者が契約保証金又はそ

の納付に代えて提供した担保は、高松市病院局に帰属する。

(7) 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものとする。

(8) 契約の締結については、高松市契約規則第20条に定めるところによるが、本案件について、落札者は発注者が指定する日までに記入押印した契約書を提出しなければならない。

(9) 高松市病院事業管理者は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、高松市病院事業管理者は、その責めを負わない。

【高松市病院局指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準】

平成25年6月1日から、高松市病院局指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め、公表していますので、御留意ください。

高松市病院局指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

(1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為

(2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為

(3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為

(4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為

(5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為

(6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反

(7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいいます。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。

詳しくは、契約監理課及び病院局のホームページを御参照ください。

契約監理課

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/sonota/index.html

病院局

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/byoin/oshirase/index.html>

【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライア

ンス推進課内高松市公正職務審査会)。

【適正な労働条件の確保】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特別措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。また、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

【関係規程について】

以上で引用している市又は病院局の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課又は病院局のホームページに掲載しています。